

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設概要 (建築基準法適合性チェックシート)

既存の共同住宅又は一戸建ての住宅で滞在日数が3日から6日の特区滞在事業を行う場合において、建築基準法上の適合性を確認するために使用するものです。

申請者名			
施設名称			
施設所在地			
代理者名/電話番号			

○事業にかかる建築物の床面積の内訳

階数	床面積		
	滞在者利用部分	その他の部分	合計
3			
2			
1			
合計			

該当するチェックボックスにチェックして下さい。

滞 在 日 数	3日から6日	
	7日以上	

※7日以上にチェックされた方は以下のチェックリストにお答えする必要はありません。

○チェックリスト

《該当するチェックボックス□を黒塗り■してください》

①建築物の現在の用途が一戸建ての住宅、長屋住宅 若しくは 共同住宅である。

- はい
 いいえ

②滞在者の寝室、その寝室からの避難経路(廊下、階段等)に別紙の1に適合する非常用照明が設置される予定である。

- はい
 いいえ ⇒別紙の1へ (別紙の1の設置を要しない場合に該当)

《一戸建ての住宅で事業を行う場合は、以下についてチェックしてください》

③3階以上の階に滞在者利用部分がない。

- はい
 いいえ ⇒別紙の2へ (別紙の2の基準に適合)

④2階の滞在者利用部分の床面積が100m²以内である。

- はい
 いいえ ⇒別紙の3へ (別紙の3の基準に適合)

⑤滞在者利用部分の床面積が200m²以内である。

- はい
 いいえ ⇒別紙の4へ (別紙の4の基準に適合)

※上記において「いいえ」に該当する場合は、別紙のとおり建築基準法へ適合させる措置を要する場合があります。

このチェックシートについてのお問い合わせ先 大阪市計画調整局建築指導部監察課 06-6208-9311

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設にかかる留意事項

既存の共同住宅又は一戸建ての住宅で滞在日数が3日から6日の特区滞在事業を行う場合、火災時における避難安全性を確保するための措置として、一定の要件を備えることが必要とされていますので、以下によりご対応下さい。

1 非常用照明装置

チェックリスト②で「いいえ」とお答えした方については、以下の基準に適合する必要があります。

○非常用照明の構造等

設置する非常用照明は建築基準法施行令第126条の5及び昭和45年建設省告示第1830号に定める構造としてください。

- ・照明は直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度を確保する
 - ・耐熱性及び即時点灯性を有する
 - ・火災時に温度が上昇した場合であっても著しく光度が低下しない
 - ・予備電源を設けている
- など

○非常用照明の設置を要しない場合

以下のいずれかに該当する場合は、非常用照明の設置は不要です。

①滞在者の寝室が1階で以下の全ての要件を満足する場合

- ・寝室の奥から建物の玄関までの距離が30m以内
- ・寝室及び寝室からの避難経路(廊下、階段等)に採光が得られる窓が設けられている

②滞在者の寝室が2階で以下の全ての要件を満足する場合

- ・寝室の奥から建物の1階玄関又は屋外避難階段(※)までの距離が20m以内
- ・寝室及び寝室からの避難経路(廊下、階段等)に採光が得られる窓が設けられている

※屋外避難階段…建築基準法施行令第123条の要件に適合するもの

③床面積が30m²以下の居室で、地上への出口を有するもの

④床面積が30m²以下の居室で、地上まで通ずる部分が下記のいずれかに該当するもの

- ・非常用の照明装置が設けられたもの
- ・採光上有効に直接外気に開放されたもの

○設置確認について

設置後、適切に設置されているかどうか以下の項目について確認してください。

- ・対象部分において照度測定を行い、照度が確保されていることを確認すること
- ・予備電源への切り替え、器具の点灯状況を確認すること

2 3階以上の階に滞在者利用部分がある場合

チェックリスト③で「いいえ」とお答えした方については、以下のいずれかに適合する必要があります。

①耐火建築物である

②階数3かつ延べ面積が200m²未満で以下のすべての要件を満足する場合

- ・建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備が設けられていること
- ・建築基準法施行令第112条第11項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とを間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造である戸で区画されていること

3 2階の滞在者利用部分の床面積が100m²を超える場合

チェックリスト④で「いいえ」とお答えした方(主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られている建築物であれば200m²以内は対象外)については、以下の基準に適合する必要があります。

○当該階から避難階(主に1階)又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けること。

○2階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が300m²以上とならないこと。
ただし耐火建築物又は準耐火建築物は対象外。

4 滞在者利用部分の床面積が200m²を超える場合

チェックリスト⑤で「いいえ」とお答えした方については、以下の基準に適合する必要があります。

○滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分の壁・天井の仕上げを令第128条の5第1項に規定する技術的基準に適合させること。ただし主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第2条第9号の3イ若しくは口に該当する建築物である場合を除く。

○廊下の幅は両側に居室がある場合は1.6m以上、その他の廊下は1.2m以上とすること。
ただし、3室以下の専用の廊下は対象外。